

東成区発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	東成区役所及び東成区保健福祉センター分館にかかる電気需給契約申込	13 その他代行 15 電力供給・売買	関西電力㈱	基本料金：1765.5 円/kW ※別途、力率割引及び割増しを行う。 電力量料金： 15.01円/kW ※別途、燃料費調整額及び卸市場価格調整額を差し引き又は加える。 ※別途、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加える。	令和4年11月16 日 ※契約日は関西電力㈱への申込日とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	—

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

NO. 1

随意契約理由書

1 案件名称

東成区役所及び東成区保健福祉センター分館にかかる電気需給契約申込

2 契約の相手方

関西電力株式会社

3 随意契約理由

現行契約は、令和3年度入札の結果、関西電力（株）を契約事業者とし、令和3年12月から令和4年11月までを契約期間としている。新たに本市への電力供給が可能な事業者について検討した結果、大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく登録事業者及び大阪市入札参加資格を有する小売電気事業者のうち、関西電力（株）のみが電気供給申込の受付を再開し、最終保障供給よりも安価な料金を提示していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約により、同社を時期契約の相手方とし、同社への申し込みを行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

東成区役所 総務課（06-6977-9626）